

入札監理小委員会  
第518回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第518回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年10月10日（水）17：17～18：41

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- アジア地域原子力協力に関する調査業務（内閣府）
- 地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務  
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- 地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務  
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

### 2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、川澤専門委員、小佐古専門委員、辻専門委員

（内閣府）

原子力政策担当室 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付 相浦主査

原子力政策担当室 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付 笠谷参事官補佐

原子力政策担当室 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付 岩坂政策企画調査官

原子力政策担当室 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付 櫻澤政策企画調査官

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

契約部 契約調整課 佐野課長

核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター  
基盤技術研究開発部 核種移行研究グループ 北村研究主幹

契約部 契約第2課 照沼副主幹

契約部 契約第2課 戸田副主幹

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 大変お待たせいたしました。失礼いたします。それでは、ただいまから第518回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「アジア地域原子力協力に関する調査業務」、「地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務」、「地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務」の実施要項(案)3件の審議を行います。

まず初めに、「アジア地域原子力協力に関する調査業務」の実施要項(案)について、内閣府原子力政策担当室政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(原子力担当)付笠谷参事官補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○笠谷参事官補佐 ありがとうございます。内閣府の政策担当室の笠谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは、当方の説明を主に資料A-2でもって説明させていただきたいと思います。

まず、我々、6月にこちらの入札監理小委員会のほうでヒアリングを受けまして、その際の指摘事項ですとか、また、前回というか、これまでの入札の不参加者へのヒアリングを行いまして、それへの得られたことを今回の入札実施要項に反映させていただきました。

やはり委員の方々からもご指摘を受けたのは、新規参入の障壁をいかに減らしていくかということが非常に大事なことだと思っております。ですから、我々、今回の実施要項を作成するに当たりまして、新規の方も念頭に置いて、具体の仕事内容とか我々の業務フローを理解してもらい、そのイメージを持ってもらうことに力を注いだということですか、あと、当然、これ、契約で変わるものなんですけれども、これまでのノウハウ——新規に対して特にそうなんです、これまでの調査で得られたノウハウとか知見とか、ちゃんと新規の方々も引き継げると。その引き継げるための時間的な余裕とか、それまでの成果物とか内容物がしっかりあるんだということを示させていただいたということと、あと、これは我々、調査業務ということでやってはいるんですけれども、この対象が必ずしも調査会社だけではなくて、そういう会議をやっているような会社でも受けてもらえるということで、そういうふうに対象も広げて、この宣伝といいますか、この業務も対象になるんだよということをしっかりと伝えていくというか、そのような観点で実施要項を書かせていただきました。順次、A-2でもって説明させていただきます。

まず、A-2の下の1ページ、2ページと書いてあるところで、一番最初のほうなんです、まず、当たり前でございますが、事業の目的と、2ページの事業の内容のほうにつ

いて、しっかりと記載させていただきました。なかなか国際会議ということもあって、調査業務ということで、どういう点かというのがわからないという点もありますので、まず、本来のFNCAの事業の目的というものを明記させていただいた上で、どのような業務を業者の方にやっていただくかということを書かせていただきました。

また、その後、2ページの調査業務及び会合運営の実績というところで、FNCA、2000年からやっておるんですが、これまでやってきた実績というのも列記させていただいて、これだけの積み重ねというか、これだけのものがあるということイメージしていただけるようにやっているところがございます。

次に、業務のサービスの質を高めるために、それぞれの会合ごとの事前調査に対して個別の質を設定させていただいたということございまして、例えば、資料の6ページのほうをごらんいただきたいんですが、下のページの6ページですね。(2)の入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質ということで、それぞれのFNCAの会議は、閣僚級の会議ですとか、コーディネーター会合等、複数あるんですが、それぞれの会議について、どのようなレベルを求めるのかと。万が一、至っていない場合は、再度調査をやり直して、再調査を行ってもらおう等、しっかりとどのような点まで求められているかというのを示させていただいたところがございます。

また、これは参入とは相反することではあるんですが、やはり我々、なぜ複数の業者に入ってほしいのかといいますと、もちろん費用を下げるという点もあるんですけども、本来的にはより多くの業者が参入することによって、しっかり競争が働いて、より質の高い業者が入ってくることが我々の目指すところで、政策がうまくいくということが我々の目指すところでもありますので、7ページの下の方なんですけど、利用者の満足度というところで、これまではFNCAの参加者の満足度を80%以上を目標とするというふうにしていたんですが、今回、しっかりと競争入札というか、競争環境をつくるということで、レベルの高い競争になるということも期待いたしまして、満足度95%以上とするということで、少し高目の目標を掲げさせていただいております。

また、次のページ、8ページでございますが、これは我々のFNCAの調査業務の作業フローということでございまして、まず、8ページの図のほうでございます。会合までに我々のほうからテーマを提示して、それに対して業者のほうで提案して、また我々はその可否を判断して進んでいくんだということの作業フローも示して、どのような手順で作業が進んでいくのかということも、わかりやすく示させていただいております。

また、次なんです、それぞれの各調査項目を明記して、具体的な業務や手続をさらに見える化しております。それについては、この資料の下のページの14ページをごらんいただきたいんですが、14ページのほうに、これは後の別紙にもつながるんですけども、8の入札対象事業に関するところの(1)の開示情報ということで、対象業務に関して、これは詳細は別紙6に書いてありますが、実際に従来の実施に要した経費とか人員とか機材等、また、アンケートの結果等、これまでに実際にかかったまさに人員とか経費等も出すことによって、業者の方に規模感とか費用感とか、そのようなものをイメージしてもらいやすくしております。

また、さらに具体的なものとしては、これまで年度ごとに当然、委託事業でございますので、調査業務報告書を出しておるんですが、調査業務報告書、委託の成果報告書について、入札公告期間中の際は、調査業務報告書を貸し出すということで、しっかりとイメージしてもらえんことを考えております。

少しまた11ページに戻っていただきたいんですが、実は今回お認めいただければ、今度、入札をまたやりたいと思っているんですが、これまでに比べて入札のスケジュールを1カ月間前倒ししております。前倒ししたというのは、やはり基本的には新年度から事業は始めていただきたい。当然、来年度の4月から始めていただきたいんですが、これまでは正直、手続等々でいっぱいございまして、契約となつてすぐ業務するという、なかなか正直、引き継ぎの時間がとれていなかったんですが、まさに引き継ぎの時間をしっかり設けるということで、スケジュールを1カ月早めて、しっかりと新しい人でも参入しやすいように、そこは対応させていただいております。

また、あと、別紙の後ろのほうなんです、1といまして、右下のページの24/49というところの、本文の終わりの別紙1をごらんください。別紙1なんです、別紙1のほうは調査業務の内容ですね。具体的には、それぞれのFNCAの会議でどのような調査をしていただくかというふうな調査業務の内容を詳細に書いております。

また、次の29/49でございますが、こちらのほうについては、各会合の実際のフライト手配に始まりまして、宿泊手配がどのようなものかという、ケータリングの細かいところも含めて、実際の業務をわかっていただけるように、詳細な記載をしております。

このような、特に新規の方を念頭に、業務のイメージを持っていただくですとか、詳細な業務がどういうことがあるのかということを書くことによって、競争的な環境というのを整えていきたいと思っております。

またちょっと戻っていただいて、大変恐縮なんです、下のページの11ページの、また最初のほうに戻っていただいて恐縮なんです、やはり我々、調査業務ということもあって、なかなかそもそもこの公募をホームページで見ても、関係ないんじゃないかと思うようなところも多かったですし、また、例えば、うちはコンサルで、こういう調査業務はできるのだが、会合運営となると少し苦手だなというところもありましたので、それらも踏まえて、11ページの真ん中の(11)ですが、単独で本事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織)として参加することができるということで、共同事業体による参加もはっきりと明記させていただきました。このことによって、競争的な環境によって、本来の業務の競争入札が進んでいくことを図っていきたいと思っております。

済みません、雑駁な説明ではございましたが、我々のほうからの説明は一旦終わります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問・ご意見がある委員はご発言願います。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。24/49の別紙1を追加していただいたということで、調査業務の内容をより具体的に記載いただいているかとは思いますが、要は、拝見しまして、1ポツの部分は、26、27という形である程度調査項目が明確になっているけれども、3ポツについては、1ポツの状況を踏まえないと、調査項目が明らかにならないということですので、もう少し3ポツについても、調査項目を具体的に書かないと、どこまで調べなくてはいけないかという、業務量がなかなか算出しにくいと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○笠谷参事官補佐 ありがとうございます。3ポツのスタディ・パネルというのは、どうしてもFNCAの通年の業務のやり方の関係もありまして、夏ごろに上級行政官会合をやって、そこでテーマを決めて、そして、年度末のスタディ・パネルのほうでやるという関係もあって、どうしても上級行政官会合とかに比べると、この段階で事前に出せる情報というか、そのほうが少ないというのはおっしゃるとおりでございます。

ですから、我々としては、済みません、2ページなんですけれども、ちょっと少ないんですけれども、下のほうの2ページのほうで年間スケジュールを示させていただいて、上級行政官会合があって、スタディ・パネル等につながるというふうなところをお示しさせていただいたり、また、そこは先ほど私が申し上げました、これまでの報告書、今年度と

どうか、来年度、今度やるテーマとはちょっと違ってはくるんですが、これまでのスタディ・パネルの業務報告書ですか、そのようなものを業者の方に示していただいて、ある程度イメージを持っていただければなと思っております。

○川澤専門委員 テーマは、おっしゃるとおり、毎年度変わるものだと思うんですけども、テーマの中の法制度を調べるのか、規制を調べるのか。いわゆる調査の項目というのは、それほど変わるものではないんじゃないかと思いますが、いわゆる調査の項目については、書き得るものは書いたほうがいいんじゃないかなという。

○笠谷参事官補佐 わかりました。その点については、書ける範囲で対応させていただきたいと思います。

○川澤専門委員 あと、2ポツのコーディネーター会合の調査事項なんですけれども、こちら、プロジェクトリーダーからヒアリングを行って成果をまとめるというタイプで、1と3とは少し違うと思うんですが、2ポツの部分についても、様式、これ、別添で1ポツの会合については調査項目を例示していただいているんですけども、2ポツの成果をどういう項目でヒアリングをすればいいかですとか、少し提示例があれば、よりわかりやすいかなと思いましたので、そのあたりはご検討いただくことは可能でしょうか。

○笠谷参事官補佐 わかりました。その点については、少し対応したいと思います。

○川澤専門委員 最後に、49/49なんですけれども、提案書の評価項目一覧表をつけていただいています、創造性の1.3の調査実施方法の2つ目なんですけれども、業務方法・分析方法で、特に橋渡し機能、総合分析、波及効果の整理等について、有効な提案がされているかというふうに要求事項が設定されているんですけども、今、拝見した調査項目で、橋渡し機能とか波及効果というのが、調べる部分があるのかというのがよくわからなかったもので、調査項目と要求事項の関係というか、意図を教えてくださいませんか。

○笠谷参事官補佐 この調査、上級行政官会合とか、それらの調査というのは、基本的には今後、要は、上級行政官会合は、例えば、その後の大臣級会合とかスタディ・パネルにつながるものでございますので、そのような観点で、橋渡し機能とか波及効果ということについても確認を求めているということではございますが、ちょっと記載が足りませんか。

○川澤専門委員 そうですね、いわゆる調査と会合業務の橋渡しということなのか、ここで何を評価しようとして、どういう提案を求めているのかというのがよくわからなかった



ので、もう少し意図されている、提案を求めたいところをかみ砕いて書いていただくか、説明会でわかりやすく説明していただいたほうが、多分、これ、「特に」というところが提案を求めたいところだと思うんですが、「特に」の部分で何を求めているのかというのが、ちょっとよくわからなかったというところです。

あと、もう一点なんですけれども、3.1の3つ目のところで、調査業務で、原子力行政または原子力事業に10年以上従事した者が1名いるかというふうに書かれているんですが、10年以上1名というのは、もう少し緩和することというのはできないのでしょうか。

○笠谷参事官補佐 10年ですと、おおむねそれなりの実務者がということでございますので、何とか10年というところはやらせていただきたいなと思っております。

○川澤専門委員 いわゆる実務経験が10年以上ではなくて、学位を持っているですとか、この原子力行政または原子力事業というところをどういうふうに捉えるかとは思いますが、この原子力行政または原子力事業というところをどういうふうに捉えるかとは思いますが、すけれども、実務が10年ではなくても、専門性をどう評価するかという方法はあるような気がしましたので、もしご検討いただけるのであれば、ご検討いただければと思いました。

○笠谷参事官補佐 わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。今のご質問にちょっと関連するんですけれども、25/49ページ目、先ほどご指摘いただいた3番のスタディ・パネルの(3)調査事項を拝見すると、調査内容は報告書に掲載すると。その報告書は貸し出しを行っていて、過去の実績を見ることが可能と書いてあるんですけれども、これについて、同じく16/49ページ目をごらんいただけますでしょうか。これを見ると、(2)資料の貸出とございまして、これは紙ベースのものを貸し出すという理解でよろしいのでしょうか。

○笠谷参事官補佐 はい。そのようなことを想定しております。

○辻専門委員 これは、過去の報告書はPDFとかでより簡易にどこかで公開なさっているとか、そういうことはないんですか。

○笠谷参事官補佐 公開はしておりますので……。

○櫻澤政策企画調査官 数年分はPDFで公開しているんですね。ただ、それよりも昔のものですと、紙媒体しかございませんので、そういったものは紙媒体で貸し出しが可能ということです。

○辻専門委員 つまり、過去のものはそもそもPDFデータがないという状況なんですか。

○櫻澤政策企画調査官 そうですね。

○辻専門委員 なるほど。ちなみにこれ、紙のボリュームはどれぐらいのボリュームになるのでしょうか。

○笠谷参事官補佐 1年度ですと、これぐらいの量でございます。そんなには、ちょっとはありますけど、400ページ強ぐらいの分量でございます。

○辻専門委員 紙媒体の冊子というのは、1冊しかないのか、それとも、何冊かは……。

○笠谷参事官補佐 何冊かはあります。

○辻専門委員 でしたら、もし可能だったらですけれども、それは裁断して、PDF化とかしていただいたほうが、より簡易に皆様ごらんいただけるかなと思いますので、そのあたり、ご検討いただければと思います。

○笠谷参事官補佐 わかりました。

○辻専門委員 以上です。

○尾花主査 はい。

○中川副主査 ご説明ありがとうございました。先ほどの話の中で、なるべく多くの入札を募って、コストダウンとともに質を上げていきたいというお話があったんですけれども、今現時点で、手を挙げる挙げないは別にして、この業者さんだったらこの業務ができると思われる会社さんの数というのはどのぐらいでしょうか。

○笠谷参事官補佐 これから当然公募にかける話なので、この段階でちょっと言えないんですけれども、ただ、実際まだそんなに個別の接触というのは当然あれなんですけれども、我々としては数社ぐらい、そんなに何十社もないんですけれども、1桁台で数社ぐらい、このような会社には手を挙げてもらいたいと思っているところはありますし、また、そういうことでは、先ほど私、共同事業体という話を申し上げましたし、要は、従来だと、例えば、これは会議のほうをやっているの、コンサルのほうはなと思うところも、我々からA社と組んでくださいとか、そんなことまでは言いませんが、共同事業体もありますよということもご紹介して、考えてもらえればなと思うところは、数社程度でございます。

○中川副主査 だんだんパイが、最後は1社とか共同体になるわけですけど、最初のパイは、多分、大きければ大きいほどいいと思っていて、やはりコミュニケーションが非常に、先ほどの業務内容を含めて難しいと思うんですね。なので、最初のリサーチのところのパイを少しでも広げることをご検討いただければなど。

○笠谷参事官補佐 それはまさに我々事務局の努力というか、我々のやるところでござい

ますので、鋭意努めたいと思います。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 よろしければ。

○小佐古専門委員 よろしいですか。これが会議と調査ということになっているんですけども、会議と調査となっているときに、例えば、ここの中には、さっき説明に出てきましたけれども、エアチケットの手配とか、ホテルの手配とかあって、会議と調査の会議側のほうといえば、旅行会社とか、会議なんかをやっているところはいっぱいらっしゃるわけだから、それで、ちょっとよくわからなかったのが、予算の中に、コーディネーター会合の下の各プロジェクトがあって、プロジェクトのほうはたしか文科省のほうでやられていると。予算はこっち側の予算ということなんですか。それは全然別。

○笠谷参事官補佐 プロジェクトのほうについては、プロジェクトの中で集まる分については、そこは文科省のほうでやっております。

○小佐古専門委員 予算……。

○笠谷参事官補佐 個別のプロジェクトの。全体、最後、年度末に全ての人が集まってやる分の会合のほうについては、我々の、コーディネーター会合については、内閣府のほうでやっております。

○小佐古専門委員 内閣府のほうでやられているということですね。多分、そこら辺のところを上手に表示してあげないと、来られる方が、一体どこまでやるんでしようという感じになるんじゃないのかなという気がしました。プロジェクト側の情報も若干出してあげないと、全体の構造としてどうなるのかというのが、非常にやりにくいんじゃないのかなと思うんですね。

もう一回戻るんですけども、会議と調査というので、プロジェクト側にかなり調査というのが寄っているとしたら、やっぱり会議をやる部分と調査をやる部分と分けてやるのか、あるいは会議をやるチームと、さっきご提案がありましたけれども、そういう調査をやるところが合同でやっていただくとか、工夫があると、非常に効率がよくなるんじゃないのかなという気がちょっとしました。

○笠谷参事官補佐 わかりました。もちろん我々の業務は大きく分けて、調査業務と会合運営ということでやってはおります。ただ、やはり各会合では、それぞれの調査内容を踏まえた討議が行われますし、また、先ほど申し上げましたように、それぞれの会合で、例えば、年度末のスタディ・パネルでテーマが決まって、この人を呼ぼうとかで、まさに

次の仕事というか、会合運営の業務にもつながっているところなので、そこは今、我々、共同事業体ということもあって、必ずしも1社でやってくださいとは申し上げませんが、そこは業務としては、調査業務と会合運営は分かちがたいというか、そこはちゃんと共同事業体でもいいですし、1社でもいいですし、統合してやっていただくということでやっていきたいと思っております。

○川澤専門委員 13/49ページ、入札に関するスケジュールを出していただいているんですけども、入札公告の時期が1月上旬ということを予定されていらっしゃるんですけど、おそらく調査とか会議運営の事業者さんって、年度末が最も忙しい時期だと思いますので、でき得る限りこれを前倒しして、参加できる者を増やしたほうがいいのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○笠谷参事官補佐 分かりました。入札公告の時期は最低限の期間は決まっていますが、なるべく多く持って、まさにおっしゃるとおり、ちゃんとこれがかかるようにしたいと思えます。

○尾花主査 先ほどの小佐古先生のお話からすると、本事業で要求されている調査の程度が、個々のプロジェクトが立ち上がった場合の調査の深さとは違うということ、この要項に明示することによって、調査の内容をより明確に伝えられるのではないかとご指摘かと思えます。そういう意味で、小佐古先生がおっしゃったのは、個々のプロジェクトは入らないことを明示すべきではないかというメッセージと私は受けとったんですが。

○笠谷参事官補佐 わかりました。済みません、ちょっと私の返答が不足がありまして。先生のご指摘はまさにそっちのプロジェクトのほうまで見なきゃいけないんじゃないかという誤解とかもあってはいけないということでございますね。そこはちゃんとわかるようにはっきり書きたいと思えます。

○尾花主査 それでは、除外業務が明確になるようにするのが、より何を調達されたいかというメッセージ性が明確になるので、よいのではないかなと思えます。

あと1点なんですけれど、49/49の3.2の官公庁による事業実績があるかという問いがあつて、これが基礎点になっているんですが、これはお考えとしては、会合業務を指して言っているのか、調査業務を指して言っているのか、それとも、何も関係ないほかの業務でもいいのか、明確に決まっているのであれば、書かれたほうがよろしいのではないかと思うんですが。

○笠谷参事官補佐 わかりました。そこは明確にさせていただきます。

○尾花主査 そうすると、これだと、調査業務のことですかね。

○笠谷参事官補佐 はい。そうですね。調査業務の……。

○尾花主査 調査業務とすると、制限的にならないようにしていただければなど。

○笠谷参事官補佐 それもありましたので、まさに共同事業体とか、そういうものを使って、何とか枠は広げるようにしたいと思います。

○尾花主査 なるほど。わかりました。

ほかにございますでしょうか。

○辻専門委員 大変細かくて恐縮なんですけれども、30/49でございます。30/49を拝見すると、宗教上の関係から、いろいろ注意書きを書くように書いてあるんですけども、これ、いわゆるムスリムの方のハラールとかを指しているのかなと考えたんですが、ハラール食品は義務づけていないという理解でよろしいのでしょうか。

○櫻澤政策企画調査官 義務づけておりません。

○辻専門委員 でしたら、その旨も書いていただいたほうがいいかもしれません。

○笠谷参事官補佐 わかりました。

○尾花主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 別段ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（内閣府退室）

(日本原子力研究開発機構入室)

○尾花主査 大変お待たせして失礼いたしました。続きまして、「地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務」の実施要項(案)及び「地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務」の実施要項(案)、2つについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部契約調整課佐野課長よりご説明をお願いしたいと思います。

2つの業務は対象の施設がほぼ同じで、類似性も高いということで、両要項をまとめてご説明いただいて、まとめて意見を申し述べさせていただくという形で、能率的に検討したいと思います。なので、説明はご予定があったかと思うんですが、まとめて20分ぐらいでお願いすることは可能でしょうか。

○北村研究主幹 かしこまりました。

○尾花主査 よろしくお願ひいたします。延びても別に構いません。

○佐野課長 では、日本原子力研究開発機構でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

では、説明につきましては、現場請求元の核燃料・バックエンド研究開発部門核燃料サイクル工学研究所研究主幹の北村のほうから説明をさせていただきます。

○北村研究主幹 北村と申します。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、今ご紹介いただきましたように、2件続けて説明をさせていただきますと思います。

こちら、資料のほう、契約として運転管理と移行試験と2件ございますが、順番どおり運転管理のほうからご説明したいと思いますけれども、昨年度の資料とあまり大きく変わっているわけではないんですが、念のため、おさらいと申し上げると失礼かもしれませんが、そもそも地層処分というのがどういうもので、それに対してどういう施設を必要としているかというところから簡単にご説明したいと思います。

お手元に資料B-3とC-3というカラーの横のものをお持ちかと思しますので、それを用いてご説明したいと思います。

まず、資料B-3のほうですけれども、そもそも地層処分というのは、左側の真ん中辺ぐらいに書いてありますけれども、原子力発電所で発生した使用済み燃料からウランやプルトニウムなど再利用できるものを回収した後に残る高レベル放射性廃棄物を安定なガラス固化体という形にした後、30年から50年ほど地上で貯蔵した後に、図に示しますように、地下300メートルより深いところに埋設処分するというものでございます。

私どもの地層処分研究開発の業務としましては、地層処分したガラス固化体から漏れ出てくるとされる放射性核種や核燃料物質が、地上の生活圏にどのような影響を与えるかというか、逆に与えないように処分するためにはどうすればいいかというところを研究しておりまして、そのために施設のほうを所有して、試験、研究のほうを行っているという形でございます。

ですので、1つの大きな特徴としましては、地下300メートルより深いところと申しますと、非常に酸素が少ない環境になりますので、酸素が少ない環境をつくる施設が必要という形になります。それが多分、おそらくこの施設で一番大きな特徴かなというふうに考えております。

実際に使用している施設ですけれども、真ん中からやや右側のところに、運転管理の資料ですと、2つの施設をご紹介します。1つが、地層処分基盤研究施設と申しまして、私ども、通称、エントリーと申し上げていることが多いんですが、ここでは密封されていない放射性同位元素とか核燃料物質を扱うことはできませんで、主に処分場を設計するほうを検討したりとか、それから、放射性同位元素や核燃料物質を使う必要のない試験、研究を実施しているという施設になっております。

それから、下のほうに書かれていますのが、地層処分放射化学研究施設ということで、我々、クオリティと通称呼んでおりますけれども、こちらは密封されていない放射性同位元素を扱うことのできる施設になっております。

どちらの施設にしましても、設置してある施設に関しては、結構共通なところが多くて、実際に業務内容としても、空調の設備とか、各種ユーティリティー設備の運転や保守管理、それから、施設の営繕というところが主な作業ということになります。ただ、地層処分放射化学研究施設、下のほうにつきましては、業務内容の(5)に書かれているように、雰囲気制御グローブボックス、これは先ほど酸素の少ない環境をつくと申し上げた、酸素の少ない環境をつくるための箱、試験装置になります。これの運転・保守管理というのが1つ大きな特徴として入っております。

その他、本業務で行う作業計画書等の作成、それから、種々の点検、保守業務など、外注でお願いするところもございますので、その外注作業の保安立ち会いや、文書・記録の管理というものが、運転管理業務の中に入ってきているということでございます。

確保されるべき対象業務の質につきましては、こちらに書いてあるとおりですが、当然のことながら、施設の運転・保守が滞りなく進められることが最大の目的でございます、

それを満たしていただける業者をお願いしたいというところではあります。

資料B-2のほうの入札実施要項（案）のところを簡単にご説明したいと思いますけれども、かいつまんで大きく変わっているところだけご紹介したいと思います。

最初のほうは年度のところが変更になっているだけです。1つ大きく変わったところは、22/100ページのところになります。昨年度というか、今年度の契約で明記していなかったところなんですけれども、品質保証に関する計画書及び要領書というものを追記してございます。これは正直申し上げて、今年度もというか、昨年度、こちらの委員会でご紹介したときも、きちんとお示したほうがよかったものではあるのですが、原子力機構の品質保証体系の中に組み込まれますので、この受け入れ作業も。それに対する品質保証の計画書とか要領書とかを遵守していただくということで、こちらに載せているという形でございます。

それから、23/100ページ以降、作業マニュアルが追記されていたり、あと、作業マニュアルであることが明記されているというところが若干ございます。

それから、27/100ページからは、従来の実施状況に関する情報の開示でして、1年進んでおりますので、1年度ずつ、今年度、27年度から30年度のものをお示ししているという形になっております。

それから、あとは大きく変わったところは、35/100ページなんですけれども、定常外業務の実績、これ、大変申しわけなかったんですが、昨年度お示した資料で、集計の不手際がございまして、今年度、年度は1年度、27年度から29年度に変更しただけではなく、ちょっと数字が変わっている、集計させていただいているという形になります。

あとは大分飛びまして、66/100ページになりますでしょうか。先ほど原子力機構の品質保証体系に入らせていただくことになるという話を申し上げましたが、それに対応する形で、請負業者の方にも、当該業務の品質保証計画書というものを出示していただくということをお願いするというを明記しております。

それから、あとは運転・保守に関して大きなところと申しますと、89/100ページですかね。これも昨年度、その他のところで読んでしまっていたものなんですけれども、保安教育・訓練に係る業務や、保安管理に係る業務、それから、めくっていただいて、90/100ページの保安に関する情報共有、廃棄物の管理業務というところを明示的に今回の仕様書（案）では示しております。その関係が表のところ、93/100ページや95ページのところにも追記しているというところがございます。



所要の変更はほかにもございますけれども、大きな変更点としては、大体以上、申し上げたとおりというところになっております。

以上が運転管理に係る業務というところで、一通りのご説明をさせていただきました。

続いてよろしいでしょうか。

○尾花主査 はい。お願いいたします。

○北村研究主幹 続きまして、次は核種移行試験等に関する業務の概要について、ご説明いたします。

お手元、資料C-3というカラーのものがあるかと思しますので、こちらを用いてご説明したいと思えます。先ほどの運転管理に関しては、純粋に施設の運転、維持管理を目的としているものですが、こちらの業務に関しましては、実際に運転、維持管理されている試験装置、設備を用いまして、化学操作を含む実験、研究を行うということを目的としております。

実際にどのようなことが起こり得るかと思しますと、左側に絵が描いてありますけれども、ガラス固化体のところに地下水が接触して、地下水に放射性核種なりが溶けると。溶け出した後、放射性核種がどのように移行が進んでいくかということ調べて、評価するための実験、研究を行うということでございます。

使用する施設ですけれども、上2つは、先ほどと同じですね。地層処分基盤研究施設と、地層処分放射化学研究施設になります。それから、先ほどの運転管理にはなかった施設として、プルトニウム燃料第一開発室というものがございまして、こちらは、プルトニウムを用いた試験、研究を実施するための場所というふうになっております。

いずれの施設につきましても、主な設備として、やはり大きいものは、雰囲気制御グローブボックスでございまして、申しわけありません、「ス」が抜けていたりしますけれども、酸素の少ない環境で化学操作を伴う実験、研究を実施すると。それから、必ずしも酸素の少ない環境ではないのですが、核種分析装置を用いまして、溶液中に含まれている元素や放射性核種の濃度を定量するのもそうですし、例えば、固体ですね、緩衝材という粘土物質だったり、岩だったり、岩石だったりというものの表面や、表面から少し中に入った部分の構造を調べていくということをこちらの業務では実施します。

業務内容としましては、今申し上げたことにちょっと重複してしまいますけれども、核種移行研究に関する試験業務ということで、計画書の作成、それから、実際の試験の実施、結果の報告などを行うと。

それから、核種移行試験に関連する装置、今申し上げた分析装置がほぼ中心になります。あと、グローブボックスも、施設全体は先ほどの運転管理の業務になりますけれども、グローブボックスの管理に関しては、こちらの核種移行試験等に係る業務の中に入れておまして、それらの管理、保守、点検などを実施するということになります。

それから、こちらでは放射性同位元素や核燃料物質を実際に使用しますので、その管理に関する業務というのも入っております。

確保される対象業務の質ですけれども、こちらも試験が確実に遂行されると。信頼性を持った試験結果が出せるということをやはり私どもとしては必要としておりますので、そのような成果を上げていただける業者をお願いしたいということを考えております。

概要は以上で、入札実施要項（案）で、先ほどと同じく変更点を主にご説明したいと思います。

まず、先ほどの運転管理の部分と修正内容がかなり重複しているのですが、23/95ページ、やはり品質保証計画書、要領書を社内・所内規程等の欄のところに追記しております。

それから、24/95ページの作業マニュアル等に関しましては、これは私ども、分析装置や試験作業、新しい分析装置が入れば、新しいマニュアルを作成しますし、また、逆にこれは使えないので、今後、試験を実施しないという作業マニュアルがある場合は、それを廃止するという形をとっておりますので、24ページから27ページぐらいにかけて、追加したマニュアル、廃止したマニュアルというのが幾つか記載されております。

それから、29/95ページからは、先ほどと同じく、情報開示のところの年度展開が1年ずつずれていっているということですね。

それから、32ページ以降の試験の作業実績なども同様になっておまして、これも年度によって試験のテーマ、項目が若干変わりますので、増えたテーマ、減ったテーマ、幾つかございます。そういう変更のところもここに記載されているという形になっております。

それから、38ページのところは、先ほどの運転管理と同じく定常外業務の実績のところの修正を行っております。

あとは、大きく変更はございませんが、74ページまで飛んでいただく形になりますが、やはり先ほどの運転管理業務と同じく、こちら品質保証計画の関連書類のほうを提出していただくと。それは、私どもの品質保証活動の一つになっておりますので、書類の提出

をお願いするということを明記してございます。

あとは、81ページですかね。こちらも今まではその他のようなところで読んでいた内容を幾つか明示的に追記してございます。1つが、81/95ページのハのところ、試験備品等の管理に「核種移行試験を実施する上で必要な」と追記したのは、所要の修正ではあるんですが、その下のところ、iv. パーソナルコンピュータの管理、設定とか、それから、v. 廃棄物関係、それから、ニのところの保安業務、文書・記録の作成といった内容を追記しております。

以上のように、2件なるべく修正箇所はそろえて、統一的に修正を行っております。あまり大きくは変わっていませんが、このように運転管理と核種移行試験と、2件に分けて来年度も実施していきたいと考えてございます。

ちょっと説明が早く終わってしまったかもしれませんが、以上でございます。  
○尾花主査 ありがとうございます。予定を変更したのに、ご説明を簡潔にいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。ご質問なさる際には、Bについてとか、Cについてとか、冒頭、つけていただけると助かります。お願いします。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。

B、C両方につきまして、特にただ、Cについてなんですけれども、Bもそうですね。ごめんなさい。2点、質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、これは特にCに関してなんですけれども、契約方式についてで、両件とも最低価格落札方式でこれまでやられていて、新しい年度もそれでやるということを予定されているようなんですけれども、Cに関しまして、試験業務が入っているということで、以前から、いいのかなと思っていたんですけれども、試験業務をやる際に、最低価格落札方式でいいのかというのが疑問でございます。1点目の質問でございます。総合評価落札方式のほうが、よりよくないかという気が少し、説明をお聞きして思ったことです。

2点目は、少し細かいことになるんですけれども、B、C両方ともなんですけど、以前のヒアリングのときにも話題になったんですけれども、Bに関して、B-2でいうと、22ページ、本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等一覧で、いろいろと出し引き、追加していただいたりとか、あるいは削除していただいたりというのが、B、Cともにあったということなんですけれども、両方ともそうなんですけど、すごく難しそうに思うんですね。

例えば、Bに関してなんですけれども、Bの適用法規と社内規定の中に、個人情報保護法、個人情報保護規程が書かれているんですけれども、Cにはないんですが、Bには書かれているんですけれども、これが一体どの業務でかかるのかなという疑問を持ちまして、Bにだけあるということは、多分、Bに何かあるんだろうなと思ったんですけれども、これを書くというのは、例えば、私、大学の人間なんですけれども、やはり学生の情報を扱うとか、そういうときにこれを書くんですね。中でも、要配慮情報ですね。病歴とか、個人情報保護の中でもより配慮が必要なものを扱うときなどに、それを特に注意してくださいというふうに申し上げるんですけれども、これ、Bはそういうのがあるのかなというのが疑問で、Cになかったんで、多分、Bだけに何かあるんだろうなと思ったんですけれども、そこは読めませんでしたので、こちらのほうはもし削除できるようなことであれば、すっきりさせていただいたほうがいいかなというのが私の思いなんですけれども、そこが確認できなかったので、質問させていただきました。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。先に今の個人情報保護に関する部分からお答えしたいと思うんですが、今ご指摘いただいて、確かにおっしゃるとおりかなという気がしますので、今この場で削除すると申し上げるのは危険ではあるんですが、持ち帰って検討して、不要ならば削除という形に方向を考えたいと思います。

それから、最初の件ですね。総合評価方式のほうがよいのではないかというご指摘は、確かにそれはおっしゃるとおりではあるのですが、今まで私どもがとってきた手段としては、なるべく必要な仕様とか技術的な部分を明示した上で、最低落札方式にしたほうが、コスト的には有利になるのかなというようなスタンスで考えてはおります。

そこを次年度どうするかにつきましては、検討の余地はあると思いますので、契約文書も含めて、持ち帰って検討させていただければと思います。

○浅羽副主査 Cの業務につきまして、試験業務以外のところに関しては、そう違和感は正直ないんですね、最低価格落札方式でも。試験業務のところだけが、ちょっと私、門外漢なので、すごそうに思えて、そういう発言があるぐらいにとっていただければいいんですけれども、ほかの業務と、あるいはBの業務と、試験のところだけもしかしたら中身が違うのかもしれないなと思った上での質問だというふうに受けとっていただければ幸いです。

○北村研究主幹 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 非常に細かい点なんですけれども、10/100の6ポツの(2)に現地説明会という記載がございまして、現地説明会は、文章の中で、入札説明会の1週間前までに連絡することというふうになっているんですが、これはいわゆる現地説明会がある第2回入札説明会に参加する者が1週間前までということなんですか。通常、入札説明会の1週間前までに連絡するというのは、なかなかほかの事業では見ないように思いましたので、競争制限的にならないかという観点からの質問です。いかがでしょうか。

○照沼副主幹 契約2課の照沼と申します。

先ほどのことなんですが、ほかの案件も市場化をやっておりまして、同様の記載をさせていただいております。その横並びということで、我々としては、適当だと考えております。

○川澤専門委員 可能であれば、ほかの事業ではそうであったとしても、より緩和するという意味では改善の余地はあると思いますので、確かに現地説明会の場合、集合場所がどこかとか、連絡が必要なので1週間前、数日前までに連絡というのはわかるんですけれども、説明会に参加するだけで1週間前というのは、少なくとも中央省庁等の仕様書にはあまりないように思いましたので、ご検討いただければと思います。

2点目なんですけれども、B-2の84ページから、業務内容について表で整理していただいております。C-1のほうの業務内容とあわせて拝見しますと、こちらのほうが作業時間及び頻度で「必要の都度」というのが多いなという印象を受けまして、例えば、85/100の一番下にあるル.保安教育・訓練に係る業務が必要の都度というふうになっているんですけれども、B-2の35ページを拝見しますと、大体年1回程度の頻度というふうに書かれておりますので、必要の都度というの、やはり事業者のほうから見れば、業務量を見積もりにくい要因になると思いますので、可能な限りC-1と同じように、回数や時間を記載いただいたほうがよろしいのかと思いました。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。ご指摘の点はごもっともかと、定量化するのが大事だというのはごもっともかと思っておりますので、その方向で努力はしてみたいと思いますが、ただ、正直申し上げて、保安教育・訓練が、もちろん決まったものであれば回数を数えることは簡単にできるんですけれども、必ずしも定常的なものではない、急に入る——訓練はあまりないかもしれませんけれども、保安教育というのは結構あることがございますので、その部分、どうしても不確実な部分が入るということはご理解いただければなというところで、定量化の努力はしてみたいと思います。

○川澤専門委員 ご指摘のとおり、全ての業務において不確実性は一定程度あるとは思いますが、標準何回といったような形でもよろしいかと思えます。必要の都度といえますと、まさに回数に全くめどが立たないような状況かと思えますので、そちらはご検討いただければと。

○北村研究主幹 かしこまりました。実績を踏まえた形で、何とか数字がある程度お示しできるように考えたいと思えます。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。BとC、両方に該当するところがございます。例えば、Bですと22/100ページ、Cですと23/95ページでございます。本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等一覧とございまして、これの第1パラグラフの末尾の部分に、「ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する」と書いてございます。

ここに列挙された各冊子を見ていくと、マニュアルの類いがたくさん挙げられておりまして、おそらく初めてこの業務を落札しようかどうか考えていらっしゃる方たちからすると、マニュアルを実際に見てみて、どの程度業務が重たいのかとか、どういう難易度があるのかとかということを知りたいのかなと思うんですけれども、そうすると、閲覧だけでは足りなくて、できれば電子データとか紙媒体とかで手に入れて、熟読したいのかなとも思うんですが、他方でももちろんおそらく保安上の問題とか、あとはマニュアル類ですと、著作権の問題とか、いろいろ紙媒体をそのまま渡すわけにいかないという要請もあるのかなと思うんですけれども、ここに列挙されたもの全てについて一切紙媒体、電子媒体で渡すことが果たしてできないのか。可能であれば、精査していただいて、このあたりなら出せるとかというものがあれば出していただきたいんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。正直に申し上げて、ここの2件の案件で出している、お見せするような規則、社内規定等にそんなに機微情報があるわけではないんですが、ただ、残念ながら、原子力機構のルールとして、所内規程の持ち出しが禁止されているものですから、どうしてもこういう書き方をせざるを得なくなってしまうというところでございます。

ご指摘の内容はごもっともで、その場で見ただけで業務量をはかるとか、その場で全部頭に入れるのは難しいというのはご指摘のとおりだと思いますので、今ここで「コピーや写真撮影等の行為は禁止する」という文言を削除するのは難しいと思うんですが、実際に差し支えない範囲で情報提供は心がけるようにしたいと思います。そういう形でご理解い

ただければ、大変ありがたいと思います。

○辻専門委員 済みません、さらにもう一つ、同じく資料C-2の例えば30ページでございませぬ。従来の実施に要した人員という表がございまして、下のほうに、(1)基礎的な化学実験操作に関する知見と書いてございまして、おそらく例えば同じ冊子の、どこだったかな。溶液をつくったりとかという作業があるのかなと推測するんですけども、おそらく特定の濃度の硝酸溶液をつくったりとかってあるのかなと推測するんですが、基礎的な操作というのが、例えば、化学専攻の学部生レベルなのか、それとも大学院生レベルなのかとか、もうちょっと具体的にこれぐらいの能力、こういうことを要求されるということを書いていただけるとよいのかなと思ったんですけども、このあたり、より詳細に書くことというのは可能でしょうか。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。確かにわかりにくいというか、やや曖昧な表現だなというふうな感じはいたします。Cのほうの8/95ページにもう少し具体的な中身を記載しております。真ん中あたり、aで基礎的な化学操作に関する知見として、こちらに書いてあるようなものは書いてございます。こちらでよろしければ、こういうところですけども……。

○辻専門委員 でしたら、30/95ページに「8ページ参照」とかって、できれば。済みません。

○北村研究主幹 わかりにくかったですね。ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

○尾花主査 どうぞ。

○中川副主査 説明ありがとうございました。平成27年度からずっと拝見するに、基本的には検査開発株式会社さんがずっとこの事業をされていると理解しているんですけども、この業務、B、C、若干違うかもしれないんですが、お考えとして、競争入札の会社を増やしていきたいという方向性なのか、それとも、むしろ限られた、もしかすると、実質的には検査開発株式会社さんだけというのが、手を挙げるのがそこだけという状況が続いているかと思うんですけども、その中で何かもっと競争性を高めていくような、あるいはコストダウンかなのかわからないんですけども、そういう方向性を目指していらっしゃるのか、方向性としてはどちらをお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○北村研究主幹 私どもとしましては、公正な競争を阻害したいと思っているわけではございませんので、結果的に1者入札がここ何年か続いてしまっただけではありますけれども、何

者が思い当たるところにお声がけをして、できれば、公正な競争が進むような形で努力はしてみたいなというふうには考えております。

○中川副主査 反応はいかがですか。これだけの。

○北村研究主幹 昨年度お声がけした感じだと、なかなか人員が十分に用意できないとか、そういうお答えをいただいた業者さんが幾つかあったと聞いております。今年度どうなるかというのはわかりませんが、もう少し踏み込んで業者さんに問い合わせ、相談してみるということはやってみてもいいかなと。そのぐらゐの努力はしてもいいかなというふうには考えております。

○中川副主査 そうですね。もしその方向性であれば、できればボトルネックになっているところをいかに改善できるかという、もしかすると検討が必要なのかなと。

○北村研究主幹 そうかもしれないですね。それはそういうヒアリングとかの結果を踏まえて、また見直していきたいというふうには考えております。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。一番最初、BとCと両方に絡むんですけど、C-2の57/95ページを見ますと、そこでは、部屋の図面があるんですけども、いろいろなところが空白になっているわけですね。それはなぜかという、プルトニウムを扱う施設だからということですよ。

○北村研究主幹 はい。

○小佐古専門委員 こちら側の実際の作業のやられているところを見ると、83/95というところに、プルトニウム第一開発室における核燃料物質の管理というのが出てきて、ほかのところ、いろいろ書いてあるんですけども、ここ、かなりさらっと書いてあって、何をやるんでしょうかと。外部委託をするのに、プルトニウムをどこまで扱うのかですけども、本格的に扱うということになると、私も原子力本部長をやっていたけれども、それを外に委託に出すのはちょっと大変だなというふうなあれでいるんですよ。

それで、もうちょっとわかりやすく言うと、B-3の資料とC-3の資料のところ、ここで議論になっているところのお仕事をどこの施設でやるかというのが、真ん中のところを見ると、地層処分の基盤研究施設と放射化学と、Bのほうは2つなんですけれども、Cのほうは3つということですよ。プルトニウムの燃料の第一開発室というのが載っていて、右側のところに、プルトニウムの雰囲気制御のグローブボックスと書いてあって、



これは多分、外部委託する人が中に入って、グローブボックスの保守とか操作に絡むところは、そういう仕事はやらないんじゃないのかなと。やるとしたら、さっきのところの作業内容のところあまりにも何も書いていなくて、何をやるんでしようということですね。

だから、多分、やるとしたら、外側に出してきて、 $\alpha$ スペクトロメトリとか、そういうところの補助みたいなのをやられるんだと思うんですけども、何が言いたいかという、エントリーとこれで、だから、この仕事の出し方が、研究テーマごとに分けて出しているように見えるんですね。だから、1つの考え方によれば、エントリー側の放射性物質を扱わないところのそういうような補助業務とか、そういうような仕事と、ラジオアイソトープなんか絡むような施設の2番目のカテゴリーと、プルトニウムが絡むところの3番目のところは、そういうスライスで分けて仕事を組み立てられるほうが、仕事としては非常にすっきりするし、いいんじゃないのかなという気がするんですね。特に、ちょっと繰り返しになりますけれども、一番お話を最初にさせていただいたプルトニウムのところは、今のままではかなり大変だなという気がするんですけども、いかがですか。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。あくまで現段階というか、今年度、来年度の時点ではという限定ではあるのですが、プルトニウム燃料第一開発室の今、私どもが所掌している、57/95ページから59ページに書かれている部屋で、本格的な試験研究を今実施する予定があるかという、現段階ではございません。

ただし、装置類の保守とかがどうしても必要なものですから、ここに人を割り当てないわけにはいかないものですから、それで試験の業務のところ、グローブボックスの点検業務とかいうのは、ほかの施設でもこの移行試験の契約の中で実施しておりますので、それと共通の部分であるので、こちらのところに契約として請負業務を入れているということでございます。

実際、プルトニウムを本格的に扱う試験のときに、外注業者をお願いするのは難しいんじゃないかというご指摘だと思うんですが、かつて実施していたことはございます。特に問題が発生していたことはございません。

ただ、先生が懸念されているところをどうするかというのは、今ばっとすぐにアイデアが思いつかないんですけども、今、私どもとして特段問題が生じたということは、今まではなかったと。今までがないからこれからはないと申し上げたいわけではないんですけども、今の現状としては問題なしという形の認識を持っております。

施設ごとに契約を分けたほうがよいのではというご指摘というふうに関心はございます。

れども、研究テーマと施設は明確に分けることが実はできないんですね。なぜかと申しますと、あくまで放射性同位元素を使わなければいけない試験は地層処分放射化学研究施設でやるというスタンスですので、その必要がないものは、たとえ同じテーマであっても、地層処分基盤研究施設と地層処分放射化学研究施設の両方で実験をやっているという作業もございますし、仮に密封されていない放射性同位元素を使う試験を実施するとしても、その準備作業とかは地層処分基盤研究施設のほうで実施しますので、その明確な分け方というのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

ちょっと話は戻りますけれども、プルトニウム燃料第一開発室だけ切り分けるというのは、正直なところ、我々としても、ちょっと困難かなというふうには考えておりますが、これは持ち帰って検討とさせていただければありがたいと思います。十分な回答になっていないとは思いますが、申しわけございません。

○小佐古専門委員 済みません。厄介なことを聞いて申しわけないんですが、プルトニウムのところはかなり気になりますので、昔はよかったですよ。特に我々も問題なかったんですけども、あるところから濃縮ウランとかプルトニウムのところは、ほんとうに作業する人がローンを持っているのかというところまで調べないといけないんですよ。雇用している人というか、中で働いている人も。原子力本部長でも、そういうところを一人で鍵をあけられないんですね。2人でやるとか、大変きつくなっているんで、プルトニウムを扱っていたグローブボックスを外注業者に保守をやらせるというのは、私はようやらんですけども、そこは仕事をちゃんと整理されたほうが、外にも説明がつくと。ちゃんと整理されたほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。

○小佐古専門委員 それと、これを見せていただいて、なかなか読むのが難解なんですけれども、Bの、例えば30ページのところのレギュラーな点検のリストとか、その後にく業務の一覧とか、Cも同じような格好になっていますけれども、そういう視点で見ると、ちょっと工夫をすれば、やっぱり施設ごとに、ここは電気関係とか、ボイラー関係とか、あるいは換気関係というような話になっていきますし、ただ、ここで雇用する人が自分の研究の実験助手として何かやってくれということになると、それは施設ごとじゃ都合が悪いということになるかもしれないんですけども、やっぱり仕事の内容とか、そういうふうに交通整理ができる場所があったら、いろいろやっていただくと、全体のバランスがよくなるんじゃないのかなと思うんですね。

違うところでも申し上げたんですけども、こうやっっているいろいろ努力して、お金を節約しても、当事者がいいことが何もないと。これは記録に残るとまずいんですけども、モチベーションがなくなるということはあるんですね。だから、大学なんかでも、我々やる時には、努力をします。それで浮き上がったお金は、マネージグループが、こっち側の新しい機器の購入に使いたい、あるいは研究の進展側に回したいというような工夫ができるんですけども、そのところがあまりはっきりしないで、節約努力だけしろというのは、当事者にとってはなかなかつらい話になるんじゃないのかなという気がしました。このところはテープ消しておいていただくと、一番いいんですが。済みません、ありがとうございました。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。施設ごとに契約を分けるというのは、アイデアとしてはあると思うんですが、どちらの施設も維持管理すべき内容が結構共通している部分が多いものですから、もし何か切り分けるとしたら、どちらかという、施設ごとというよりも、作業内容ごとというほうが現実的なのかなという気はします。

○小佐古専門委員 済みません、途中でですけども、だから、片っぱのほうは放射能が絡んでいますよね。

○北村研究主幹 はい。

○小佐古専門委員 だから、我々が電気保守を頼むときにも、非常に苦慮するのは、通常の領域ですと、そこら辺の中小に頼んでもやってもらえるんですけども、管理領域になるといった途端に、やっぱりハードルが高いんですね。だから、その意味で、交通整理をされると、効率的になるんじゃないのかなという気がしたということですね。

○北村研究主幹 ありがとうございます。おっしゃりたいことはわかります。ただ、私も、今現場で、実は今年度の契約で困っていることがございまして、それは短期集中型の作業のときに、わっと人手をかけられないという。契約を分割すればするほど、そこにかける人数が減ってしまうということを危惧しています。

ここで申し上げていいことかわからないんですが、実は移行試験と運転管理の2件に分割したことで、停電時に、要するに、なるべく停電の時間は短くしておきたいですから、そのときに停電時に必要な作業とか、そこにかける時間が、やっぱり当初より人数を切り分けて、片っぱの契約にしか入っていないことでかけられる人数が減ってしまって、停電にしなければならない時間が増えたりとか、若干弊害が出ていますので、切り分けはかなりうまくやらないと、弊害が出てくるかなと。現場としては厳しいこと、不都合が生

じるかなということがございますので、そこは慎重に検討させていただければと思います。

ありがとうございました。

○尾花主査 はい。

○辻専門委員 今の小佐古先生の問題意識とも共通するかもしれませんが、資料C-3のプルトニウム用雰囲気制御グローブボックスというのは、この中でまさにプルトニウムを扱うという理解でよろしいのでしょうか。

○北村研究主幹 そのとおりです。

○辻専門委員 ですと、おそらくプルトニウムの客観的な危険性とか扱い方とかを熟知した人間がその場で労働するべきだと思うんですけども、ここで1つ私も、弁護士として何件かそういう事件を扱ったことがあるんですが、ある現場で、客観的には危険なだけけれども、素人が見るとよくわからないという場所がございます。そういうところに再委託を禁止していたんですけども、受託者が秘密で孫請けとか出していた状況で、実際に派遣されてきた労働者が危険性をよく理解しないまま作業してしまうという事例、事故が結構ございます。そうすると、受託者のみならず、委託者側も訴えられたりとかという実例が実際ございます。実際、放射能関係ですと、結構昔になると思うんですけども、ウラン溶液でバケツで臨界を起こしちゃった事件とかあったと思います。ですので、この危険な業務を実際今後も外部委託なさるという場合には、そのあたり、実際に派遣されてくる労働者の能力とか、教育の内容をどのように担保するかとかも考えて、慎重に扱っていただければと思います。

以上です。

○北村研究主幹 ご指摘ありがとうございます。もちろん私どもも、入ってこられる業者さんに対しては、こちらの実施要項にもあまり定量的に書いていなかったかもしれないですけども、必要な教育は実施します。もちろんプルトニウムを扱うということは、核燃料の使用施設として、もちろんルールとしても厳しい制約が、ルールが課されますし、そうでなくても、こちらとしても不用意な扱いをされるというのは望ましくありませんので、こちらからは十分な教育・訓練を実施した上で、取り扱いをしていただくというようなスタンスは必ずとっております。

○尾花主査 それでは、2つの実施要項（案）につきましては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構におきまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に、手続を進め

るようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室)

— 了 —